

ジャパングデスクニュースレター (4-1/1)

KPMGポーランド
2026年1月

2025会計年度が最初の報告・開示対象となる公開国別報告書 (Public Country by Country Report / PCbC)



Jakub Roszkiewicz
Tax Partner
Transfer Pricing
T: +48 500 089 923
E: jroszkiewicz@kpmg.pl

2024年4月23日、ポーランドの会計規則の改正が公布されました。この改正は、2021年11月24日のEU会計指令の改正を実施すべく、国内法に反映・整備したものでした。その結果、所定の規模を超える多国籍企業のポーランドに所在する子会社、支店等の拠点は、当該規則に基づいて公開国別報告書(PCbC)を作成、公表することが義務付けられます。報告期限にはまだ時間がありますが、2025会計年度が最初の報告・開示の対象となるものですので、準備を進めていく必要があります。

- 新たな義務には、報告書の作成、報告書の所定の商業登記所への提出、企業ウェブサイトへの掲載、そして少なくとも5年間の一般公開が含まれます。
- これらの義務は、以下の企業に適用されます。
 - 過去2会計年度において売上が連続でPLN 35億を超えるポーランドの最終親会社または単一企業
 - 過去2会計年度において売上が連続でEUR 7億5,000万を超える第三国の最終親会社または独立企業
- 報告書の提出、公表、および一般公開の義務は、上述のポーランド会計法に規定されている売上高基準およびその他の条件をEEA域外（例：日本）に拠点を置いている最終親会社または単一企業が満たす場合には、当該企業グループに所属するポーランド子会社および支店に適用されます。
- 要求されるデータはOECDの国別報告書(CbCR)と同様（活動内容、売上高、損益、納税額など）ですが、集計要件が異なります。
- 暦年を事業年度とする事業体の場合、最初の報告書は2025会計年度が対象となり、2026年12月31日までに提出する必要があります。
- 報告書は会計年度末から12か月以内に公表する必要があります。

KPMGの支援内容

- 報告義務の有無の評価
- 対象となるグループ会社へのインストラクションとデータ収集
- 報告書および関連文書の作成
- セーフガード条項に関するアドバイス（報告書内の特定情報の一時的な非開示の正当性の分析、報告書が企業の評判に与える影響の評価、報告書内の機密データの開示から生じるリスクの分析）
- 法定の義務履行のための技術面での支援（商業登記所への提出、ウェブサイトへの掲載など）
- 整合性の確認（公開国別報告書で報告されるデータと他の企業報告書との比較、様々な報告書間の差異、不一致およびリスクの特定による整合性の確保）

KPMGポーランド 日本企業部門の問い合わせ先

このテーマは過去のウェビナーでも取り上げておりますので、以下のリンクもご参照ください。

[Transfer Pricing Adjustment](#)

KPMGポーランド日本デスク ウェブページ：

[Japanese Practice in Poland - KPMG Poland](#)



野村雅士
KPMGポーランド
ジャパングデスク ディレクター
電話：+48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl